

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年12月22日

秋田県後期高齢者医療広域連合

代表監査委員 小野昌樹

## 令和 7 年度定期監査報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和 7 年 1 月 22 日

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 小野昌樹

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 斎藤多聞

### 1 監査の対象

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

### 2 監査した期日

令和 7 年 1 月 28 日（金）

### 3 監査の範囲

令和 7 年度における財務に関する事務の執行

### 4 監査の方法

令和 7 年度定期監査資料及び事務局の説明を基に、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

### 5 監査項目

予算の執行、収入事務、起債及び一時借入金、支出事務、契約事務及び財産管理事務

### 6 監査の結果

事務事業及び予算の執行等、良好であると認められる。特別会計諸収入における収入未済については、引き続き、関係機関と連携及び情報収集を行い、法令等に基づく処理を的確に行うことにより、未収額の縮減に努められたい。